

## 福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、令和8年度福井県公共工事入札監視委員会（第1回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

### 記

1 日 時 令和8年7月24日（金） 9：00 ～ 11：30

2 場 所 県庁10階 審問廷

3 出席委員 荒井委員、樫尾委員、清水委員、三寺委員、山川委員（五十音順）

#### 4 議事次第

1) 開会

2) 議題

（1）入札および契約に係る制度の運用について

①入札・契約手続の運用状況

②抽出事案審議

（2）談合その他不正行為に関する事項について

3) その他

4) 閉会

#### 5 会議概要

（1）—① 入札・契約手続の運用状況（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

- ・契約件数、落札率の状況について説明
- ・指名停止の運用状況について説明
- ・総合評価落札方式の実施状況について説明

Q （応札者数の状況について）1者応札率の低下および平均応札者数の増加について、県の所感を伺いたい。

A 令和5年度は災害復旧工事の発注が多く、現場条件の厳しい工事も重なったことから応札が限られる傾向にあったが、年々災害復旧工事が落ち着いてきたことで受注の余力が生まれ、応札者数の増加につながっているものと考えられる。

Q （不調・不落状況について）不落の件数が増えているが、今後も増えるのではないかと。

A 令和7年度に、最低制限価格の上限を92%から94%に引き上げたことにより、従前の基準を前提に応札価格を設定したと考えられる不落案件もあり、その影響も一因と考えられる。

Q （不調・不落状況について）不落件数の増加は、世の中の情勢（資材価格や人件費の高騰）と反するような事象と思われるが、県の所感を伺いたい。

A 県では、資材価格の変動に対応するため、毎月の単価見直しを行い、中東情勢の影響などによる急激な価格変動については、スライド条項を適用するなど必要な対応を行っている。

また、問題となっているナフサについても、調達方法の変更に伴う経費の増減を設計変更により適切に反映している。

そのため、設計額が実勢価格と乖離していることを理由に入札を控えられている状況ではないと考えられる。

(1) ② 抽出事案審議

ア 抽出事案 1

Q 結果として 1 者応札となっているが、入札参加可能業者数は何者であったのか。

A 2 2 者である。

Q 当該施工箇所では、複数回工事を実施しているとのことだが、今回で何回目となるのか。

A 2 回目の工事である。

Q 抽出事案説明書にある土木一式工事で設計額が 1 億円以上であることから総合評価落札方式としたとあるが、根拠条文はどこか。

A 公共工事における総合評価落札方式の手引きに記載ある「1 億円以上の土木一式工事は原則、実績評価型（簡易型）とする」を根拠としている。

Q 1 者応札となった理由はなにか。

A 1 者応札となった理由は聴取していないが、複数の事業者による設計図書の閲覧や、請負率が 9 4 % と工事発注としては妥当な結果であったと考えている。

イ 抽出事案 2

Q 1 者応札となった理由および入札参加可能業者数は何者であったか。

A 1 者応札については、閲覧業者に確認したところ同時期に大野市発注工事の入札案件があったため、当該案件の入札を見送ったと聞いている。  
また、入札参加可能業者数は 2 4 者である。

Q 抽出事案説明書にある建築一式工事で設計額が 5 千万円以上であることから総合評価落札方式としたとあるが、根拠条文はなにか。

A 公共工事における総合評価落札方式の手引きに記載ある「5 千万円以上の建築一式工事は原則、実績評価型（簡易型）とする」を根拠としている。

Q 契約書について、当該案件の発注者が知事である根拠はなにか。

A 県の規定において、電子契約による場合は発注者を知事とすることとなっている。  
また、当該案件は電子契約であることから発注者を知事としている。

Q 契約書について、押印がないのは電子契約であるためか。

A そうである。電子契約においては、押印の代わりに数字と記号を契約書に明記している。

ウ 抽出事案 3

Q 工事概要に受変電設備の改修とあるが、導入する機器等は受注者によって異なるのか。

A 基本的には同等の性能を有する機器が導入されるが、採用されるメーカーは受注者によって異なる場合がある。

Q 契約書について、支払額が複数年度にわたり記載されているのはなぜか。

A 別途、複数年度にわたり施工している関連工事との工程調整が必要であることから、当該案件についても複数年度契約とし、年度ごとに支払いを行うこととしている。

Q 契約書に記載された各年度の支払額の算定根拠はなにか。

A 各年度に決められた予算の範囲内で支払額を設定している。

エ 抽出事案 4

Q 価格競争落札方式とした理由はなにか。

A 当該案件は、管工事かつ設計金額が 3 千万円以下であるため価格競争落札方式としている。

Q 契約書について、当該案件の発注者が知事である根拠はなにか。

A 福井県財務規則第4条第5項に基づき、発注者を知事としている。

Q 入札参加可能業者数は何者であるか。また、資料に記載があるとよいのではないか。

A 22者である。資料については、次回以降検討していく。

#### オ 抽出事案5

Q 業者が辞退した理由は聞いているか。

A 辞退した業者に対して確認は行っていないが、同時期に他の同種業務を受注していたことから、辞退したものと考えられる。

Q 指名競争入札にした根拠条文は、地方自治法施行令第167条の11ですか。

A そうである。地方自治法施行令第167条の11の第2項および福井県財務規則に基づき指名競争入札としている。

Q 地方自治法施行令第167条の11第2項等の内容はなにか。

A 地方自治法施行令第167条の11とは、指名競争入札の参加者の資格を規定している。

また、第2項については、地方公共団体の長は指名競争入札に参加する者の資格を規定しなければならないとされている。

Q 指名競争入札においても、金額によって発注基準があるのか。

A ない。

#### (2) 談合その他不正行為に関する事項について

期間中に談合情報が3件あり、いずれも不正行為の疑いが確認できなかったことを報告。